

入札説明書等に関する変更箇所一覧表

令和 7 年 5 月 21 日 山梨西部広域環境組合

■入札説明書

No.	頁	項目	変更前（令和 7 年 4 月 21 日）	変更後（令和 7 年 5 月 21 日改訂）
1	9	第 3 章 入札参加者に関する条件等 2 各業務を行う者の要件 (2) 新ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 ア ごみ焼却施設の設計・建設を行う者の要件	(追加) ※以降、見出し番号繰り下げ	<u>(イ) プラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。</u>
2	28	第 7 章 提出書類作成要領 6 留意事項 (3) 要求水準書範囲外の提案について	要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第 1 回又は第 2 回） <u>及び</u> 対面的対話において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。	要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第 1 回又は第 2 回） <u>もしくは</u> 対面的対話において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

■様式集（Word 版）

No.	様式	項目	変更前（令和 7 年 4 月 21 日）	変更後（令和 7 年 5 月 21 日改訂）
1	様式第 5 号 [2/8]	6-1 構成員及び協力企業について必要な書類	②山梨西部広域環境組合競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、入札参加資格定期審査に準じ、以下の書類を提出すること。 (中略)	②山梨西部広域環境組合競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、入札参加資格定期審査に準じ、以下の書類を提出すること。 (中略)

No.	様式	項目	変更前（令和7年4月21日）	変更後（令和7年5月21日改訂）
			・工事経歴書（設計・建設業務を担う者のみ） ・営業経歴書（運營業務を担う者のみ） ・誓約書 ・役員名簿	・工事経歴書（設計・建設業務を担う者のみ）[様式第8号-1] ・営業経歴書（運營業務を担う者のみ）[様式第8号-2] ・誓約書[様式第8号-3] ・役員名簿[様式第8号-4]
2	様式第5号 [2/8]～[8/8]	6 添付書類	※ 添付書類名をチェックしてください。添付書類は様式第8号に添付すること。	※ 添付書類名をチェックしてください。添付書類は様式第9号に添付すること。
3	様式第5号 [3/8]	6-2 建築物の設計・施工を行う者について必要な書類	建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類 ※当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があるものとする。	建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類 [様式第8号-14] ※当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があるものとする。
4	様式第6号 [4/8]	6-3 プラント設備の設計・建設を行う者（ごみ焼却施設）について必要な書類	(追加)	プラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類[様式第8号-14] ※当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があるものとする。
5	様式第6号 [4/8]	6-3 プラント設備の設計・建設を行う者（ごみ焼却施設）について必要な書類	工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有することを証明する書類。なお、①、②及び③は異なる施設でも可とする。	工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有することを証明する書類。なお、①、②及び③は異なる施設でも可とする。 [様式第8号-6、第8号-7、第8号-8]
6	様式第6号	6-4 プラント設備の設計・	工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満	工事が完成し、引渡しの際に以下の要件を全て満

No.	様式	項目	変更前（令和 7 年 4 月 21 日）	変更後（令和 7 年 5 月 21 日改訂）
	[5/8]	建設を行う者（粗大ごみ処理施設）について必要な書類	たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有することを証明する書類。なお、①及び②は異なる施設でも可とする。	たす地方公共団体（一部事務組合含む）発注の一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有することを証明する書類。なお、①及び②は異なる施設でも可とする。 <u>[様式第 8 号-9、第 8 号-10]</u>
7	様式第 6 号 [6/8]	6-5 運営管理を行う者（ごみ焼却施設）について必要な書類	一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の現場総括責任者又は 10 年以上の運転管理実績を有する者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できることを誓約する書類	一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の現場総括責任者又は 10 年以上の運転管理実績を有する者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できることを誓約する書類 <u>[様式第 8 号-14]</u>
8	様式第 6 号 [6/8]	6-5 運営管理を行う者（ごみ焼却施設）について必要な書類	実績を有する者を新ごみ処理施設の班長（もしくはそれに準ずる立場）として運営開始後 2 年間以上配置できることを誓約する書類	実績を有する者を新ごみ処理施設の班長（もしくはそれに準ずる立場）として運営開始後 2 年間以上配置できることを誓約する書類 <u>[様式第 8 号-14]</u>
9	様式第 6 号 [6/8]	6-5 運営管理を行う者（ごみ焼却施設）について必要な書類	設備に係る運営業務（施設の運転管理と用役の調達・管理、日常的な点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）実績を元請として有することを証明する書類。なお、①及び②は異なる施設でも可とする。	設備に係る運営業務（施設の運転管理と用役の調達・管理、日常的な点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）実績を元請として有することを証明する書類。なお、①及び②は異なる施設でも可とする。 <u>[様式第 8 号-11、第 8 号-12]</u>
10	様式第 6 号 [7/8]	6-6 運営管理を行う者（粗大ごみ処理施設）について必要な書類	粗大ごみ処理施設の運転管理実績を有する者を粗大ごみ処理施設の班長（もしくはそれに準ずる立場）として運営開始後 2 年間以上配置できることを誓約する書類	粗大ごみ処理施設の運転管理実績を有する者を粗大ごみ処理施設の班長（もしくはそれに準ずる立場）として運営開始後 2 年間以上配置できることを誓約する書類 <u>[様式第 8 号-14]</u>
11	様式第 6 号 [7/8]	6-6 運営管理を行う者（粗大ごみ処理施設）について必要な書類	地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、平成 27 年 4 月 1 日以降に粗大ごみ処理施設の 1 年以上の運転管理業務実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有することを証明する書類	地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、平成 27 年 4 月 1 日以降に粗大ごみ処理施設の 1 年以上の運転管理業務実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有することを証明する書類 <u>[様式第 8 号-13]</u>

No.	様式	項目	変更前（令和 7 年 4 月 21 日）	変更後（令和 7 年 5 月 21 日改訂）
12	様式第 8 号-6	—	「入札説明書第 3 章 2（2）ア（ <u>エ</u> ）a」に規定するプラント設備（ごみ焼却施設）の設計・建設工事実績	「入札説明書第 3 章 2（2）ア（ <u>オ</u> ）a」に規定するプラント設備（ごみ焼却施設）の設計・建設工事実績
13	様式第 8 号-7	—	「入札説明書第 3 章 2（2）ア（ <u>エ</u> ）b」に規定するプラント設備（ごみ焼却施設）の設計・建設工事実績	「入札説明書第 3 章 2（2）ア（ <u>オ</u> ）b」に規定するプラント設備（ごみ焼却施設）の設計・建設工事実績
13	様式第 8 号-8	—	「入札説明書第 3 章 2（2）ア（ <u>エ</u> ）c」に規定するプラント設備（ごみ焼却施設）の設計・建設工事実績	「入札説明書第 3 章 2（2）ア（ <u>オ</u> ）c」に規定するプラント設備（ごみ焼却施設）の設計・建設工事実績
14	様式第 8 号-14	技術者の配置に係る誓約書	<u>③</u> ごみ<u>処理</u>施設の運営業務を行う企業において、「入札説明書第 3 章 2(3) ア(ア)」に規定する技術者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年以上配置します。 <u>④</u> ごみ<u>処理</u>施設の運営業務を行う企業において、<u>③</u>と同一の技術者又は「入札説明書第 3 章 2(3) ア(イ)」に規定する技術者をごみ焼却施設の班長として運営開始後 2 年以上配置します。 <u>⑤</u> 粗大ごみ処理施設の運営業務を行う企業において、「入札説明書第 3 章 2(3) イ(ア)」に規定する技術者を粗大ごみ処理施設の班長として運営開始後 2 年以上配置します。 <u>⑥</u> ①及び<u>③</u>について、当社が落札者として決定した日から 30 日以内にそれぞれの技術者の名簿を提出します。提出できない場合は、貴組合が当社と仮契約を締結しない場合があることについて了承します。	<u>③</u> <u>ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う企業において、「入札説明書第 3 章 2(2) ア(イ)」に規定するプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者（常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係にある者）を専任で配置します。</u> <u>④</u> ごみ<u>焼却</u>施設の運営業務を行う企業において、「入札説明書第 3 章 2(3) ア(ア)」に規定する技術者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年以上配置します。 <u>⑤</u> ごみ<u>焼却</u>施設の運営業務を行う企業において、<u>④</u>と同一の技術者又は「入札説明書第 3 章 2(3) ア(イ)」に規定する技術者をごみ焼却施設の班長として運営開始後 2 年以上配置します。 <u>⑥</u> 粗大ごみ処理施設の運営業務を行う企業において、「入札説明書第 3 章 2(3) イ(ア)」に規定する技術者を粗大ごみ処理施設の班長として運営開始後 2 年以上配置します。 <u>⑦</u> ①、<u>②</u>及び<u>③</u>について、当社が落札者として決定した日から 30 日以内にそれぞれの技術者の名

No.	様式	項目	変更前（令和 7 年 4 月 21 日）	変更後（令和 7 年 5 月 21 日改訂）
				簿を提出します。提出できない場合は、貴組合が当社と仮契約を締結しない場合があることについて了承します。

以上